

令和2年度養介護施設等管理者向け権利擁護研修会開催要項

目的

養介護施設等（介護保険法第8条各項に規定する事業、老人福祉法第5条の3及び同法29条に規定する事業）において指導的立場にある管理者に対し、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、組織的な未然防止や早期発見に向けた取り組み、及び利用者の権利擁護の推進を図ることを目的とする

主催 大分県（大分県社会福祉士会受託）

開催日・場所等

開催日：令和2年11月3日（火）

場所：大分県総合社会福祉会館 4階大ホール（大分市大津町2-1-41）

時間：①午前の部 9：30～12：15 ②午後の部 13：30～16：15

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため午前・午後の部で人数調整を行う場合があります。

申込み時間帯を変更することがございますが、その際には個別に連絡させていただきます。

お問合せ 公益社団法人大分県社会福祉士会 電話番号 097-576-7071

対象者

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定する事業、老人福祉法第5条の3及び同法29条に規定する事業）において指導的立場にある管理者

定員 ①午前の部：50名 ②午後の部：50名

内容 別紙スケジュール参照

応募方法 大分県社会福祉士会申請システム

大分県社会福祉士会のホームページにて、大分県社会福祉士会申請システムよりアクセスしてください。10月5日に応募開始になりますので必要事項の登録をお願い致します。入力された氏名と生年月日そのまま修了証に記載されますので、旧字体・異字体なども含め、お間違いのないようご注意ください。

受講締切 令和2年10月26日（月）受講にあたっての注意事項

- ①参加の場合はお出かけ前に体調確認・体温測定を行い、会場では検温、手指消毒、マスク着用のご協力をお願い致します。
- ②咳や鼻水、嗅覚や味覚の異常、倦怠感などがある場合、または体温が37℃以上ある場合は参加をお控えください。その際は事務局（080-1723-0968）までご連絡下さい。
- ③研修時は研修室の換気、座席の間隔をあける等の対応を行い、入れ替えの際はイス、机の消毒を行います。
- ④会場内では換気を行いますので寒さ対策は各自、衣服調整やひざ掛け等でご対応をお願いします。
- ⑤当日の会場の駐車場については数に限りがございますので可能な限り同じ事業所内で複数人お申込みがある場合は乗り合わせ等をお願いいたします。
- ⑥今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、主催者の判断により研修の中止、延期、会場変更等を行うことがあります。その際は、研修前日までに大分県社会福祉士会のホームページに掲載します。個別の連絡は行いませんので、必ずホームページをご確認下さい。

① 午前の部スケジュール

時 間	内 容 / 講 師
午前9:00～9:30	受 付
午前9:30～9:35	オリエンテーション、開会挨拶
午前9:35～10:05	「大分県における高齢者虐待の状況について(仮)」 大分県 高齢者福祉課
午前10:05～10:10	休 憩
午前10:10～11:10	「高齢者虐待防止法について(仮)」 弁護士
午前11:10～11:15	休 憩
午前11:15～12:15	「養介護施設における高齢者虐待の要因と防止について(仮)」 大分県社会福祉士会

② 午後の部スケジュール

時 間	内容／講師
午後13:00～13:30	受 付
午後13:30～13:35	オリエンテーション、開会挨拶
午後13:35～14:05	「大分県における高齢者虐待の状況について(仮)」 大分県 高齢者福祉課
午後14:05～14:10	休 憩
午後14:10～15:10	「高齢者虐待防止法について(仮)」 弁護士
午後15:10～15:15	休 憩
午後15:15～16:15	「養介護施設における高齢者虐待の要因と防止について(仮)」 大分県社会福祉士会